



雇用保険、65歳以上も新規加入が可能に！

◆高齢者の雇用拡大を後押し

厚生労働省が、来年度から 65 歳以上の高齢者も新規で雇用保険に加入できるようにする方針を固めたそうです。

同省の雇用保険部会が 12 月にまとめる制度改正の報告書に盛り込み、来年の通常国会に雇用保険法の改正案を提出する予定です。

◆65歳前からの継続雇用者との不公平感を是正

現行の雇用保険制度では、失業したときに、65 歳未満は賃金の 45～80%に相当する額を最大 360 日分受け取ることができ、65 歳以上の場合には最大 50 日分の一時金を受け取ることができます。

ただ、65 歳以上で転職したり、親会社から関連会社に転籍したりした場合、雇用保険に入ることができないため、この給付を受けることができません。

現在、65 歳以上の雇用保険加入者は 140 万～150 万人いると言われ、新規加入を認めることで、転職した人たちなどとの不公平感を是正しようというものです。

◆転職・再就職者も失業給付の対象に拡大

改正後は、雇用保険の加入に年齢制限を設けず、65 歳以上の退職者については「高年齢求職者給付金」として、65 歳前から継続して同じ事業主の下で働いていた人と同様に、失業前に受け取っていた賃金の最大 50 日分を支給します。

ただし、適用には「週の所定労働時間が 20 時間以上」「直近 1 年のうち 6 カ月以上被保険者であること」といった条件がつきます。65 歳未満の失業給付は現行のままの方針です。

また、65 歳以上については当面、労使が折半で負担する保険料を免除します。現行の制度でも 64 歳を超えた人の雇用保険料は労使とも免除しており、同様の扱いとなります。

◆求職者増と人手不足も背景

高齢化に伴い 65 歳以上の求職者は増え続け、人手不足も背景に、企業も高齢者を受け入れる環境整備に動いています。2014 年度の新規求職者は 46 万 4,901 人で、前年度に比べて 10.8%増え、新規求職者全体の 7.8%を占めています。

ただ、今回の対象拡大で安易な受給を増やさないことも必要で、厚生労働省は給付金を申請する 65 歳以上の高齢者が実際に求職活動しているかなどの確認を厳しくする方針です。

◆「一億総活躍社会」実現への一環

このほか、介護休業を取る人への給付金も引き上げます。賃金の 40%になっている現在の水準を 67%に引き上げる方向で、給付金を増やして仕事と家庭の両立を支援します。

政府としては、今回の改正を、安倍政権が掲げる「一億総活躍社会」実現につなげる考えです。





ワタミ事件で注目される“懲罰的慰謝料”とは？

◆ 損害賠償請求額はどう算出する？

過労死・過労自殺の損害賠償請求訴訟では、(1) 死亡による精神的苦痛に対する慰謝料、(2) 死亡しなければ得られたはずの収入を填補する遺失利益、(3) 葬儀費用等が請求内容となります。

このうち、(1) は交通事故裁判例の蓄積によって作成された、いわゆる裁判所基準により算出され、(2) は死亡労働者の基礎収入から生活費を差し引いた額に係数を掛け合わせて算出されます。

実際には他にも様々な事情を斟酌して算出されますが、あくまでも死亡による損害を回復するという考え方です。

◆ 過去の事件とワタミ事件の違いは？

過労死についての有名な労働判例である電通事件では、会社の支払額は約 1 億 6,800 万円（うち遅延損害金 4,200 万円）でしたが、今回のワタミ事件では会社は 1 億 3,365 万円を支払うこととなりました。

いずれも高額な賠償金支払義務を負った点は共通しますが、ワタミ事件の 1 億 3,365 万円は、上記 (1) が相場で 2,000～2,500 万円のところ懲罰的慰謝料と合わせて 4,000 万円とされ、これに上記 (2) 7,559 万円等を加えて算出されています。

この“懲罰的慰謝料”が認められた点が、過去の事件と大きく異なると言われていています。

◆ “懲罰的慰謝料”とは？

アメリカ等では、損害賠償金の目的には損害の回復のほかには違法行為の抑制もあるとして、生じた損害以上の賠償金を認めます。ファーストフード店で買ったコーヒーをこぼして火傷を負った客への賠償金約 3 億円の支払いが命じられた例もあります。

日本でも大型トレーラーの脱輪事故で 1 億円を懲罰的慰謝料として請求したケース等ありますが、これまで認められたものはありませんでした。

◆ 今後への影響は？

ワタミ事件で原告側代理人を務めた弁護士は、「今後、同様の事件を起こした企業には、司法判断としても、社会的非難としても、厳しい判断が相次ぐだろう」とコメントしています。

労働基準行政でも、違法な長時間労働の是正勧告に従わない企業名の公表、送検といった取組みが強化されており、コンプライアンスの意識を持たない企業は淘汰されていくと考えられるべきでしょう。





1月の税務と労務の手続提出期限 [提出先・納付先]

12日

- 源泉徴収税額 (※)・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
※ただし、6ヵ月ごとの納付の特例を受けている場合には、27年7月から12月までの徴収分を1月20日までに納付
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合> [労働基準監督署]

20日

- 特例による源泉徴収税額の納付<前年7月～12月分> [郵便局または銀行]

2月1日

- 法定調書<源泉徴収票・報酬等支払調書・同合計表>の提出 [税務署]
- 給与支払報告書の提出<1月1日現在のもの> [市区町村]
- 固定資産税の償却資産に関する申告 [市区町村]
- 個人の道府県民税・市町村民税の納付<第4期分> [郵便局または銀行]
- 労働者死傷病報告の提出<休業4日未満、10月～12月分> [労働基準監督署]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険料納付<延納第3期分> [郵便局または銀行]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況報告 (雇用保険の被保険者でない場合) <雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]

本年最初の給料の支払を受ける日の前日まで

- 給与所得者の扶養控除等 (移動) 申告書の提出 [給与の支払者 (所轄税務署)]
- 本年分所得税源泉徴収簿の書換え [給与の支払者]

平成28年1月1日 第146号 大羽労務管理事務所